

質問回答

NO.	質問	回答
1	・業務の再委任について、委任部分についての制限はありますか	委任部分の決定については環境省担当官との協議が必要です。なお、再委任の契約額が請負契約額の50%以上になる見込みとなった場合には別途協議が必要となります。
2	・3(1)③ マイクロプラスチックの個数密度と質量濃度を算出することとなっています。質量濃度を算出するにあたり、マイクロプラスチックの個々の質量の測定は必要ですか。	マイクロプラスチックの個々の質量測定までは必須ではありません。質量濃度を算出するにあたっては、少なくとも検体ごとのマイクロプラスチックの総重量を測定し、可能な範囲で分級・選別して測定してください。
3	・3(1)③ 「調査回数は各調査地点について1回」との記載がありますが、(1)②で7水系のうちいずれかのブロックで1地点を選定することとなっています。調査地点については1地点でよろしいでしょうか。	7水系を選定し、それぞれの下流域において1地点を選定してください。(計7地点)
4	・3(2)② 湖沼でのマイクロプラスチックの調査方法については、3(1)③の河川調査と同様の分析(プラスチックの区分、同定、個数密度と質量濃度を算出)を実施と考えてよいでしょうか。	河川調査と同様と考えておりますが有識者の御意見等により、調査項目が増減する可能性があります。
5	・仕様書「3(1)③調査方法等」について、個数密度(個/m ³)の対象とするマイクロプラスチックのサイズは1mm以上5mm未満で良いか。また、とりまとめの方法は過年度報告書にならった内容で良いか。	1mm未満、5mm以上のマイクロプラスチックの測定は必須ではありませんが可能な範囲で測定してください。 とりまとめの方法は過年度報告書と同様の形を想定しておりますが環境省担当官との協議で変更になる可能性があります。
6	・仕様書「3(1)③調査方法等」について、「質量濃度(mg/m ³)」の算出は検体ごとの総質量による計測で良いか。	質問No2の回答を参照してください。
7	・仕様書「3(1)③調査方法等」について、報告の際、「河川マイクロプラスチック調査ガイドライン」の「8.1マイクロプラスチックの測定結果のとりまとめ」必須項目に記載の「⑤顕微鏡撮影画像」及び「⑦赤外スペクトルデータ(csv及び画像データ)」は必要か。必要な場合は、検体ごとの特徴的な試料のデータのみの提出で良いか。	「河川マイクロプラスチック調査ガイドライン」に記載の必須項目についてはすべて取得してください。 「⑤顕微鏡撮影画像」及び「⑦赤外スペクトルデータ(csv及び画像データ)」は報告書には一部の記載のみでかまいませんがデータではすべて提出してください。
8	・仕様書「3(1)③調査方法等」および「3(2)②試験調査地点の選定及び試験調査」について、採取された検体の候補粒子数が極端に多かった場合、縮分のうえ、一部の粒子のみを分析することは可能か。あるいは、粒子の数に関わらず、全量分析する必要があるか。	粒子の数に関わらず、全量分析してください。
9	・仕様書「3(2)②試験調査地点の選定及び試験調査」について、試験調査を想定している湖沼はあるか。調査地点の選定が必要な場合、試験調査を実施する湖沼の条件はあるか。	「令和3年度河川・湖沼のマイクロプラスチック調査等業務」の成果として候補地点に琵琶湖、手賀沼、江津湖が挙がっており、有識者による協議等で調査を実施する湖沼が選定されます。
10	・仕様書「3(2)②試験調査地点の選定及び試験調査」について、3回程度(9検体程度)とあるのは、3手法×各3回程度で9試料程度という理解で良いか。また、試験調査は、同地点・同時期に3回実施して良いか(季節性等を考慮する必要があるか)。	3手法×各3回程度を想定していますが、有識者の御意見等により変更になる可能性があります。調査時期についても同様です。
11	・仕様書「3(2)②試験調査地点の選定及び試験調査」の調査地点選定について、湖心における調査も想定されるか。その際、船舶を使用した調査を実施する必要があるか。	湖心における調査を想定していますが、有識者の御意見等により変更になる可能性があります。湖心における調査の場合、船舶を使用した調査が必要になります。
12	・仕様書「3(2)②試験調査地点の選定及び試験調査」の試料の分析について、検体ごとに個数密度(個/m ³)及び総質量濃度(mg/m ³)の報告で良いか。他に想定している項目(FTIR分析による素材判別等)はあるか。	質問No4の回答を参照してください。